

羅臼町地域公共交通活性化協議会 規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、羅臼町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方に関する事。
- (2) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (4) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (5) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者により構成し、羅臼町長が委嘱する。

- (1) 羅臼町長が指名する職員
- (2) 国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道根室振興局長が指名する者
- (4) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 道路管理者の代表者が指名する者
- (8) 北海道釧路方面中標津警察署の代表者が指名する者
- (9) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、羅臼町副町長をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な事案と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、羅臼町町民環境課内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

第3条関係【組織構成員】

区分要綱第3条	組 織 名	職 名	備考
第1号	羅臼町	副町長	
第1号	羅臼町	企画財政課長	
第1号	羅臼町	総務課長	
第1号	羅臼町	保健福祉課長	
第1号	羅臼町教育委員会	学務課長	
第2号	北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	
第3号	北海道根室振興局	地域政策課長	
第4号	阿寒バス株式会社	代表取締役	
第4号	羅臼ハイヤー株式会社	代表取締役	
第4号	社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会	事務局長	
第5号	私鉄総連阿寒バス支部	執行委員長	
第6号	羅臼町連合町内会	事務局長	
第6号	羅臼町老人クラブ連合会	会長	
第6号	一般財団法人知床羅臼町観光協会	会長	
第7号	釧路開発建設部中標津道路事務所	所長	
第7号	釧路総合振興局釧路建設管理部	中標津出張所長	
第7号	羅臼町	建設水道課長	
第8号	北海道警察釧路方面中標津警察署	交通課長	
第9号	北海道大学大学院工学研究院	教授	

第9条関係【事務局】

所属	職名	備考
羅臼町町民環境課	課長	事務局長
羅臼町町民環境課	町民環境係長	事務局次長
羅臼町町民環境課	町民環境係長	
羅臼町企画財政課	企画財政係長	
羅臼町総務課	総務係長	
羅臼町保健福祉課	福祉・介護係長	
羅臼町教育委員会学務課	総務管理係長	